

今治市鈍川せせらぎ交流館に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：産業部観光課

今治市鈍川せせらぎ交流館の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地 今治市玉川町鈍川甲218番地1

(2) 施設の設置目的 市民の福祉の向上と健康の増進を図り、併せて市の観光振興に寄与することを設置目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募受付期間 平成29年12月21日（木）～平成29年12月28日（木）

(2) 応募者（2団体）

団体名	代表者名	住所
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	代表取締役 関口 昌太郎	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
株式会社ありがとうサービス	代表取締役 井本 雅之	今治市八町西三丁目6番30号

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市鈍川せせらぎ交流館指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、株式会社ありがとうサービスを指定予定者として選定した。

団体名	株式会社ありがとうサービス (A団体)	シダックス大新東ヒューマンサー ビス株式会社 (B団体)
審査基準Ⅰ	適	適
審査基準Ⅱ	35.2	28.8
審査基準Ⅲ	25.0	25.0
審査基準Ⅳ	26.4	24.0
審査基準Ⅴ	11.7	12.0
審査基準Ⅵ	4.3	2.0
審査基準Ⅶ	22.5	18.5
合計	125.1	110.3

- 審査基準Ⅰについては、両団体とも適正と評価された。
- 審査基準Ⅱについては、Aは新規取組が多く提案され、今治地域、鈍川地域の活性化が大いに期待できると評価された。Bはグループ企業を活用した全国での情報発信や利用促進が可能という点が評価された。
- 審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（50,700千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額：株式会社ありがとうサービス：50,500千円（5年間）、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社：50,700千円（5年間））
- 審査基準Ⅳについては、Aは職員配置や勤務ローテーション計画など責任体制や執行体制がしっかりと計画されている点が評価された。Bは1期5年にわたる管理運営実績が評価された。
- 審査基準Ⅴについては、Aは今治市内に拠点があり、積極的な地元雇用や再雇用の提案がされ、設備更新や新商品企画の提案などへ投資を行う点が評価された。Bは現在地元雇用を行い運営しており、また、子育て支援への取組が評価された。
- 審査基準Ⅵについては、Aは温浴施設の管理運営実績はないものの、他の指定管理施設と10年以上連携して活動している実績があり、また、複数の飲食業態を運営している点が評価された。Bはモニタリング結果が「C」と実績評価された。
- 審査基準Ⅶについては、Aは今後5年間の計画が十分に考えられており、業務実施への熱意が感じられ、地域の発展に期待できるものと評価された。Bは引き続き地域への貢献をしたいという意欲が評価された。
- 以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施

設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、「株式会社ありがとうサービス」を指定予定者として選定した。

提案された事業計画は観光、スポーツと絡めた新しいものであり大変魅力的であるので、着実に計画を進めてほしい。また、地元利用者を大切にしつつ若年層をターゲットとした新たな施策を進めてほしいという意見が出たことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで